

# 令和8年度 償却資産（固定資産税）の申告の手引き

申告書を記入する前に必ずお読みください。

提出期限 令和8年2月2日（月）

令和7年度より国が定める標準仕様に合わせたシステム変更に伴い償却資産の申告書及び償却資産明細書の様式が変更され、申告用紙が感圧複写紙から普通紙へ変更となりました。

つきましては、申告書・償却資産明細書の控えが必要な場合は、ご自身で申告書・償却資産明細書（提出用）をコピーしていただきますようお願いします。

※郵送で提出される場合で、本市受付印の押印を希望される場合は上記と同様に控えをご用意のうえ、切手を貼った返信用封筒を同封していただきますようお願いします。

※マイナンバー（社会保障・税番号）制度に伴い「個人番号」の記載が必要となります。個人事業主で、個人番号を記載した際は、マイナンバーカードのコピーまたはマイナンバー通知カード及び身分証明書（運転免許証等）のコピーを添付してください。（郵送での提出及び返送については、書留等による取扱いを推奨します。）

## 調査協力のお願い

地方税法に基づく、事業に関する帳簿書類等の検査及び提出、実地調査を行う際は、ご協力をお願いします。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税もしくは法人税に関する書類について閲覧を行う場合があります。

目次		
	はじめに	P.1
I	償却資産とは	P.2～P.3
II	償却資産の申告について	P.4～P.6
III	償却資産の評価と課税	P.7～P.10
IV	償却資産申告書の記入方法	P.11～P.12
V	償却資産明細書の記入方法	P.13～P.14

## 申告書の提出先及び問い合わせ先

〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号

羽曳野市 総務部 税務課 固定資産税担当

TEL (072) 958-1111 (内線1550、1551)

直通 (072) 947-3612

## はじめに

平素は、本市税務行政に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は土地や家屋に課税されますが、会社や個人で工場や商店、駐車場等を経営され、事業のために使用する構築物、機械・装置、工具・器具・備品等についても課税されます。(これらを償却資産といいます。)

固定資産税の対象となる償却資産をお持ちの方または他の事業者に貸し付けている方は、毎年1月1日現在の所有状況を1月31日までに申告しなければならないとなっています。

(地方税法第383条)

つきましては、この手引きをご覧のうえ、必要事項等を記入していただき、必ず期限までにご提出くださいますようお願いします。

なお、申告書の提出期限は令和8年2月2日（月）までとなっております。

やむを得ない事情により、申告が遅延する場合は、文書または電話等で必ずご連絡ください。

### [償却資産（固定資産税）の申告から納税までの流れ]

#### 申告書の作成

手引きをご覧のうえ、必要事項等をご記入ください。



#### 申告書の提出

作成した申告書類を令和8年2月2日（月）までに税務課固定資産税担当へご提出ください。



#### 価格の決定

申告いただいた内容により評価計算を行い、価格等を決定します。



#### 納税通知書の発送

5月上旬に納税通知書を発送し、税額などをお知らせします。

5月末日納付期限の全期前納もしくは、5月、7月、9月、11月の各末日  
納付期限の年4回払いのいずれかにより納付してください。

※償却資産のほかに土地・家屋を所有されている場合は、納税通知書に償却資産・土地・家屋を合わせて記載しています。

※申告書の提出が遅れた場合や、償却資産の調査に基づき申告書を提出された場合等は、必ずしも上記の日程で処理できないことがあります。

# I 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いることができる土地・家屋以外の有形の固定資産で、具体的には、構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具・器具・備品等をいいます。

ただし、ソフトウェア・特許権などの無形固定資産、自動車税・軽自動車税の課税対象となる自動車などは課税対象とはなりません。

なお、「事業のために用いることができる」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

〈償却資産の種類〉

資産の種類	具 体 例
構築物	駐車場のアスファルト舗装、フェンス、屋外看板、庭園、テナントが施工した内装・造作などの建物付属設備(特定附帯設備)など
機械・装置	ガソリンスタンド設備、機械式駐車設備、自走式作業用機械設備(ブルドーザー・パワーショベルなど)、工業用機械設備、印刷設備、太陽光発電設備など
船舶	貨物船、ボート、漁船、遊覧船など
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車両・運搬具	クレーンなどの大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号が「0」「00から09及び000から099」、「9」、「90から99及び900から999」の車両)、構内運搬具、台車、貨車、客車など
工具・器具・備品	事務机・いす、応接セット、パソコン、ロッカー、金庫、医療機器、陳列ケース、自動販売機、複写機、理美容器具、エアコン、冷蔵庫、テレビ、レジスターなど

〈業種別の主な償却資産〉

業種	具 体 例
事務所	事務机・いす、パソコン、ロッカー、金庫、エアコン、テレビなど
喫茶・飲食店	接客用家具、カウンター、放送設備、冷蔵庫、厨房設備、ネオンサインなど
医療・薬局業	医療用器具、薬品戸棚、ベッド、エックス線装置、歯科診療用ユニットなど
商店	陳列ケース、自動販売機、看板、精米機、照明設備など
工場	溶接機、研磨機、コンプレッサー、金型、受変電設備など
理容・美容業	シャンプー台、理美容機器、ドライヤー、サインポールなど
共同住宅	駐車場のアスファルト舗装、外灯、自転車置場、受変電設備、集合型郵便受など

## 建物附属設備（特定附帯設備）における家屋との区分表

◎：申告が必要な資産

○：家屋のため申告が不要な資産

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋の所有区分			
			自己所有		借家	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
内装・外装・製作	床・壁・天井仕上・店舗製作等	工事一式	○			
電気設備	受変電設備	設備一式		○		
	予備電源設備	発電設備、蓄電池設備、無停電設備		○		
	中央監視設備	設備一式		○		
	電灯コンセント設備	屋外設備一式		○		
	照明設備	屋内設備一式	○			
	電力引込設備	引込工事		○		
	動力配線設備	特定の生産または業務用設備		○		
		上記以外の設備	○			
	電話設備	電話機・交換機等の設備		○		
		配管・配線・端子盤等	○			
	LAN設備	設備一式		○		
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		○		
		配管・配線等	○			
	インターホン設備	設備一式	○			
給排水衛生設備	ITV(監視カメラ)設備	受像機(テレビ)、カメラ		○		
		配管・配線等	○			
	火災報知設備	設備一式	○			
	避雷設備	設備一式	○			
空調設備	給排水設備	屋外給排水設備(屋外給水管・排水管) 引込工事、特定の生産または業務設備		○		
		屋内給水設備(受水槽含む)、屋内排水設備、高架水槽等	○			
	給湯設備	局所式給湯設備(ユニットバス用・湯沸器用)、特定の生産または業務用設備		○		
		局所式給湯設備(ユニットバス用・床暖房用)、中央式給湯設備	○			
	ガス設備	屋外設備(屋外配管等)、引込工事、 特定の生産または業務用設備		○		
		屋内の配管等	○			
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			
	消防設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、 ガスボンベ等		○		
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			
その他の設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産または業務用設備		○		
		上記以外の設備	○			
	換気設備	設備一式	○			
	運搬設備	工場用ベルトコンベア エレベーター、エスカレーター、ダムウェーター等	○			
その他の設備	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店、寮、病院・ 社員食堂等の厨房設備)		○		
		上記以外の設備	○			
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じる サービス設備、寮・病院等の洗濯設備		○		
		上記以外の設備	○			
	その他の設備	冷蔵・冷凍倉庫における冷却設備、ろ過装置、POSシステム、 広告塔、ネオンサイン、看板等、簡易間仕切(衝立)、 機械式駐車場設備(ターンテーブル含む)、駐輪設備、 ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・プライ ンド等		○		
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		○		

◎ 賃借人(テナント)の負担で取り付けた資産は全て償却資産として、賃借人(テナント)が申告する必要があります。

※主な設備等の例のため、設備の種類や取り付け状況により区分が変わることがあります。

ご不明な点がございましたら、固定資産税担当までお問い合わせください。

## II 償却資産の申告について

### 1. 申告が必要な方

事業のために用いることができる償却資産を所有している法人または個人は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告しなければなりません。

※次のような場合も必ず申告書を提出してください。

- 該当する資産がない場合
- 前年中に資産の増減がない場合
- 休業中
- 廃業・解散などにより該当資産を所有されなくなった場合
- 他市への移転などで羽曳野市内に資産が存在しない場合

### 2. 申告の方法及び提出書類

申告方法	申告の必要な方	申告の必要な資産	提出書類
全資産申告	企業電算により申告される方	令和8年1月1日現在 所有している全資産	<input type="radio"/> 償却資産申告書 <input type="radio"/> 償却資産明細書
	令和7年1月2日以降に 新規に事業を開始された方		
	今回初めて申告される方		
増加・減少資産申告	・令和7年1月2日以降に 資産の増加・減少のあった方 ・耐用年数省令の改正により、 資産の耐用年数に変更が あった方	・令和7年1月2日から 令和8年1月1日までに 増加又は減少した資産 ・令和7年1月1日以前 に取得した資産で申告漏 れ等があった資産	<input type="radio"/> 償却資産申告書 <input type="radio"/> 償却資産明細書
	令和7年1月2日以降に資産 の増加・減少のなかった方		<input type="radio"/> 償却資産申告書

※羽曳野市内で事業を行っていない場合

取消理由を「24 備考」欄に記入し、申告書のみ提出してください。

取消理由	24 備考欄の記入例	提出書類
廃業・廃止	○○年○○月○○日 廃業(廃止)	<input type="radio"/> 償却資産申告書
法人解散	○○年○○月○○日 解散	
市外転出	○○年○○月○○日 ○○市へ転出	
個人廃業法人設立	○○年○○月○○日 法人設立 法人名○○○	
休業	○○年○○月○○日 休業	
市内事業所なし	羽曳野市内に事業所なし ○○市で営業、登記簿上の所在地が羽曳野市	

### 3. 申告が必要となる資産

- ① 租税特別措置法の規定を利用して即時償却されている資産  
(例: 中小企業者等が取得価額の30万円未満の減価償却資産を損金算入の特例を適用した場合)
- ② 建設仮勘定で経理されている資産及び薄外資産
- ③ 職員・社員の福利厚生の用に供する資産
- ④ 遊休・未稼働資産であっても、毎年1月1日現在事業の用に供することができる資産
- ⑤ 企業会計上薄外資産であるが、毎年1月1日現在事業の用に供している資産
- ⑥ 資産の所有者が他のものに貸し付けて事業の用に供している資産
- ⑦ 割賦買入資産で、割賦金が完済されていないが、毎年1月1日現在事業の用に供している資産
- ⑧ 借用資産(リース資産)であっても契約内容が割賦販売と同様である資産
- ⑨ 償却済みの資産(耐用年数が経過した資産)
- ⑩ 改良費・移設費(種類別明細書に記載の際、本体の名称とその後に改良費、移設費と記載してください。)
- ⑪ 耐用年数が1年以上で、かつ取得価額(1個又は1セット当たり)が10万円(取得時期によっては20万円)以上の資産
- ⑫ 家屋の建築設備・造作等のうち、償却資産に該当するもの

#### 【リース資産について】

リース資産は、原則として資産の所有者であるリース会社が申告をすることになります。ただし、実質的に割賦(分割)販売であると認められる場合(リース期間終了後に譲渡されることになっている場合など)は、賃借人が申告をする必要がありますので、ご注意ください。

### 4. 申告が必要のない資産

- ① 少額の減価償却資産(耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の資産で、法人税法施行令第133条または所得税法施行令第138条の規定により、一時に損金または必要な経費に算入した資産)
- ② 一括償却資産(取得価額が20万円未満で、法人税法施行令第133条の2第1項または所得税法施行令第139条第1項の規定により、一括して3年間で均等に償却する資産)
- ③ 法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース(売買扱いとするファイナンシャルリース)資産で取得価額が20万円未満の資産
- ④ 自動車税または軽自動車税の課税対象となる資産
- ⑤ 無形固定資産(ソフトウェア、特許権など)
- ⑥ 書画・骨董(複製品で装飾的な目的で使用しているものは申告の対象になります)
- ⑦ 繰延資産(試験研究費など)
- ⑧ 棚卸資産(貯蔵品・商品など)

## 課税の対象から除外する資産【少額資産】について

償却資産は、税務会計の処理（償却方法）に応じて、取り扱いが異なります。

下表で○がついている資産は、償却資産の申告対象になります。

	個別減価償却	中小企業特例(※1)(※5)	一時損金算入(※2)(※5)	3年一括償却(※3)(※5)
10万円未満	○	(※4)	×	×
10万円以上 20万円未満	○	○		×
20万円以上 30万円未満	○	○		
30万円以上	○			

※ 1 取得価額が10万円以上30万円未満の資産を一時に損金（必要な経費）に算入するもの。

（租税特別措置法第28条の2または第67条の5）

※ 2 取得価額が10万円未満または使用可能期間が1年未満の資産を一時に損金に算入するもの。

（法人税法施行令第133条または所得税法施行令第138条）

※ 3 取得価額が20万円未満の資産を3年間で一括償却するもの。

（法人税法施行令第133条の2または所得税法施行令第139条第1項）

※ 4 旧租税特別措置法第28条の2または第67条の5の規定により、取得価額10万円未満で中小企業特例を適用した資産は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得したもののみ、償却資産の申告対象になります。

※ 5 一時損金算入、3年一括償却、中小企業特例の償却方法について、令和4年4月1日以降に取得した資産のうち、貸付（主要な事業として行われるもの）の用に供する資産は対象外となります。

## 5. 住所・氏名・商号の変更

住所・氏名・法人の名称等の変更があった場合、申告書の「24 備考」に記入してください。

なお、法人の住所変更の場合、登記上の本店住所の変更であるか、支店住所の変更であるかも示してください。

## 6. eLTAXでの申告について

羽曳野市では、償却資産の申告について、eLTAXをご利用いただけます。

詳しくは、eLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

## 7. 不申告または虚偽の申告をした場合

正当な事由なくして申告しなかった、または虚偽の申告があった場合は、地方税法による罰則規定が適用されることがあります。（地方税法第385条または第386条）

## 8. その他

申告書の記載方法等については、固定資産税担当までご相談ください。

なお、次の書類を持参いただければ、その場で申告を済ませることができます。

また、用紙が不足している、期日までに申告ができない等のご相談は固定資産税担当までご連絡ください。

- 個人の場合
  - ・簡易帳簿（固定資産台帳）
  - ・所得税青色申告決算書または収支内訳書
  - ・その他減価償却資産の明細のわかる書類等
- 法人の場合
  - ・固定資産台帳
  - ・法人税確定申告書
  - ・その他減価償却資産の明細のわかる書類等

### III 償却資産の評価と課税

#### 1. 評価額の計算方法

- ① 申告していただいた資産を1件ずつ計算し、評価額を算出します。
- ② 資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして評価額を算出します。

ア 前年中に取得したもの

取得価額×前年中取得のものの減価残存率=評価額

イ 前年前に取得したもの

前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率=評価額

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、取得価額の5%が評価額となります。

〔減価残存率表〕

(これは固定資産税に係る残存率表です。)

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの
	(1-r/2)	(1-r)		(1-r/2)	(1-r)		(1-r/2)	(1-r)
2年	0.658	0.316	21年	0.948	0.896	41年	0.972	0.945
3年	0.732	0.464	22年	0.950	0.901	42年	0.973	0.947
4年	0.781	0.562	23年	0.952	0.905	43年	0.974	0.948
5年	0.815	0.631	24年	0.954	0.908	44年	0.974	0.949
6年	0.840	0.681	25年	0.956	0.912	45年	0.975	0.950
7年	0.860	0.720	26年	0.957	0.915	46年	0.975	0.951
8年	0.875	0.750	27年	0.959	0.918	47年	0.976	0.952
9年	0.887	0.774	28年	0.960	0.921	48年	0.976	0.953
10年	0.897	0.794	29年	0.962	0.924	49年	0.977	0.954
11年	0.905	0.811	30年	0.963	0.926	50年	0.977	0.955
12年	0.912	0.825	31年	0.964	0.928	51年	0.978	0.956
13年	0.919	0.838	32年	0.965	0.931	52年	0.978	0.957
14年	0.924	0.848	33年	0.966	0.933	53年	0.978	0.957
15年	0.929	0.858	34年	0.967	0.934	54年	0.979	0.958
16年	0.933	0.866	35年	0.968	0.936	55年	0.979	0.959
17年	0.936	0.873	36年	0.969	0.938	56年	0.980	0.960
18年	0.940	0.880	37年	0.970	0.940	57年	0.980	0.960
19年	0.943	0.886	38年	0.970	0.941	58年	0.980	0.961
20年	0.945	0.891	39年	0.971	0.943	59年	0.981	0.962
			40年	0.972	0.944	60年	0.981	0.962

※ r とは、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。

[例えば] 取得価額250,000円、取得時期令和2年2月、耐用年数4年のパソコンの場合

(耐用年数4年、前年中に取得したものの減価残存率…0.781)

(耐用年数4年、前年前に取得したものの減価残存率…0.562)

令和3年度  $250,000\text{円} \times 0.781 = 195,250\text{円}$

令和4年度  $195,250\text{円} \times 0.562 = 109,730\text{円}$

令和5年度  $109,730\text{円} \times 0.562 = 61,668\text{円}$

令和6年度  $61,668\text{円} \times 0.562 = 34,657\text{円}$

令和7年度  $34,657\text{円} \times 0.562 = 19,477\text{円}$

令和8年度  $19,477\text{円} \times 0.562 = 10,946\text{円} < 12,500\text{円}$

※ 令和8年度で算出額が取得価額の5% (12,500円) より小さくなりますので、  
以降12,500円で評価されます。

## 2. 税率及び税額

償却資産（固定資産税）の税率は、1.4%です。

**税額 = 課税標準額（決定価格）×税率（1.4%）**

※課税標準額とは、賦課期日（毎年1月1日）現在の本市内に所在する資産の評価額の合計です。

## 3. 免税点（地方税法第351条）

課税標準額の合計が150万円に満たない場合は、課税されません。

※150万円未満となるかどうかは、評価額の計算をした上で決定しますので、資産の有無・多少にかかわらず申告してください。

## 4. 納税義務者及び納期

賦課期日（毎年1月1日）現在の償却資産の所有者が納税義務者となります。

納期については、5月・7月・9月・11月の年4回となります。

## 5. 増加資産、陳腐化償却、耐用年数の短縮について

（主務官庁の承認を受けた内容のコピー等を添えて申告してください。）

### ・増加償却の適用

ア 所有する機械及び装置が、通常の使用時間を著しく超えるため、償却額を増加した場合  
(法人税法施行令第60条または所得税法施行令第133条)

イ 所有する償却資産が技術の進歩とその他の理由等で、著しく陳腐化したことにより  
償却額を増加した場合

(法人税法施行令第57条第1項第3号、または所得税法施行令第130条第1項第3号)

### ・耐用年数の短縮の適用

所有する償却資産が通常の資産と比較して、材質、製作方法等が、著しく異なる等のため、  
耐用年数を短縮して用いた場合 (法人税法施行令第57条または所得税法施行令第130条)

## 6. この申告の手引きは、令和7年12月1日時点の法律に基づき作成しております。

税制改正などにより、制度の内容が改正される場合がありますので、ご不明な点がありましたら恐  
れ入りますが本市までお問い合わせ願います。

## 6. 耐用年数変更（耐用年数省令の一部改正）について

平成20年度の税制改正により、減価償却資産の耐用年数表が大幅に変更され、特に機械及び装置については390区分を55区分へ見直す全面改正が行われました。そのため、決算期等に関わらず、既存分を含めて平成21年度から改正後の耐用年数省令別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6を適用することとなります。

増加事由が申告漏れ、移動で取得年月が平成19年12月以前の資産の場合、事由と改正前の耐用年数を記載してください。（例：「平成20.5 移動、改正前5」）

## 7. 理論上帳簿価額の算出について

平成20年度の税制改正により、理論上帳簿価額の算出根拠である地方税法第414条が削除されたことに伴い、償却資産の申告に際して、帳簿価額の算出は不要となりました。

改正により、「固定資産評価基準に定められた評価額の計算方法」に基づいて算出した「評価額の合計額」は償却資産の「決定価格」となります。

## 8. 課税標準の特例について

地方税法に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され軽減されます。（地方税法第349条の3、法附則第15条など）

なお、該当する資産については、償却資産明細書の「摘要」欄に「特例」と記載していただき、適用条項を申告書の「備考」欄に記載してください。

また、そのことを証明する書類を提出していただく場合があります。

### 【課税標準の特例の対象となる償却資産】（一例）

対象資産	適用条項	特例期間	特例割合
ガス事業用資産	地方税法第349条の3第2項	最初の5年間	1/3
		その後の5年間	2/3
日本放送協会	地方税法第349条の3第9項	期限なし	1/2
再生可能エネルギー発電設備	地方税法附則第15条第25項	最初の3年間	2/3他
中小企業者等の中小企業等経営強化法による先端設備	地方税法附則第15条第43項	最初の3年間	1/2他

注）資産の取得時期により、特例の対象とならない場合があります。

法令改正により特例資産・期間等が変更になることがあります。また、対象にならない場合があります。

## 9. 番号法に定める本人確認について

番号法の施行に伴い、個人事業者の方が申告書等を提出していただく際は、マイナンバーの通知カード等による番号確認とともに、申告者の本人確認が必要となりました。番号確認資料として「個人番号カード」等を、本人確認資料として「運転免許証」等の提示（郵送の場合はコピーの添付）をお願いします。

なお、法人事業者の方やeLTAXによる申告の場合は資料の提示（添付）は不要です。

## 10. 非課税資産について

地方税法第348条第2項の規定に該当する資産については、固定資産税が課税されません。

なお、非課税資産の資産を申告する場合には、そのことを証明する書類を提出していただく場合があります。

## 11. 国税との主な違い

項目	国税の取扱い (法人税・所得税)	地方税の取扱い (固定資産税(償却資産))
償却計算の期間	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
減価(償却)の方法	建物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制度	一般の資産は定率法を適用
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度(※1)	認められる	認められない
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められる	認められない
増加償却(※2) (所得税、法人税)	認められる	認められる (増加償却の届出書(コピー)等)
耐用年数の短縮	認められる	認められる (耐用年数の短縮の承認通知書(コピー))
評価額の最低限度 (償却可能限度額)	備忘価額(1円)まで	取得価額の5%
改良費(資本金支出)	原則区分、一部合算も可	区分評価
中小企業者等の少額資産の 損金算入の特例 (租税特別措置法)	原則区分、一部合算も可	区分評価

(※1) 固定資産税の取扱いでは、圧縮記帳の制度は認められていません。

そのため、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮をしたものについては、申告書作成の際、  
圧縮前の取得価額を記載してください。

(※2) 通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置について、所得税もしくは法人税法の規定による増  
加償却が認められた資産は、償却資産についても増加償却が適用されます。その際、所轄税務署長へ  
提出された「増加償却の届出書(コピー)」を添付のうえ申告してください。

## IV 償却資産申告書の記入方法

この申告書は、償却資産の増減の有無にかかわらず、提出してください。

<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">受付印</span>	① (注2) 令和 年 月 日 國 税 納 通 知 書 送 付 先	② (注1) 令和 年度 償却資産申告書	③ 個人番号又は 法人番号	④ 事業種目 資本金又は出資金の額 円	⑤ 事業開始年月 年 月 日	⑥ 電話番号 税額控除の特例 □ 有・□ 無	⑦ 電話番号 税務会計上の償却方法 □ 定率(9) □ 定額法	⑧ 税額控除の特例 □ 有・□ 無	⑨ 税額控除の特例 □ 有・□ 無	⑩ 短縮耐用年数の承認 □ 有・□ 無	⑪ 増加償却の届出 □ 有・□ 無	⑫ 非課税該当資産 □ 有・□ 無	⑬ 課税標準の特例 □ 有・□ 無	⑭ 課税標準の特例 □ 有・□ 無	⑮ 課税標準の特例 □ 有・□ 無	⑯ 青色申告 □ 有・□ 無								
所 有 者 者	① フリガナ 住所 電話番号 フリガナ ② 氏名 法人にあってはその名称及び代表者の氏名 屋号 フリガナ ③ 公簿上の住所又は所在地 ④ 公簿上の生年月日又は設立年月日		⑤ 個人番号又は法人番号 ⑥ 事業種目 資本金又は出資金の額 円		⑦ 事業開始年月 年 月 日		⑧ 電話番号 税額控除の特例 □ 有・□ 無		⑨ 電話番号 税務会計上の償却方法 □ 定率(9) □ 定額法		⑩ 短縮耐用年数の承認 □ 有・□ 無		⑪ 増加償却の届出 □ 有・□ 無		⑫ 非課税該当資産 □ 有・□ 無		⑬ 課税標準の特例 □ 有・□ 無		⑭ 課税標準の特例 □ 有・□ 無		⑮ 課税標準の特例 □ 有・□ 無		⑯ 青色申告 □ 有・□ 無	
	減少した資産の種類毎の取得価格の合計額	① 前年中に取得したもの (イ) 前年中に減少したもの (ロ) 前年中に取得したもの (イ) 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (イ) 1 構築物 2 機械及び 器具 3 船 4 航空機 5 車両及び 運搬具 6 工具、器具 及び備品 7 合計		② 前年中に取得したもの (イ) 前年中に減少したもの (ロ) 前年中に取得したもの (イ) 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (イ) 1 構築物 2 機械及び 器具 3 船 4 航空機 5 車両及び 運搬具 6 工具、器具 及び備品 7 合計	③ 前年中に取得したもの (イ) 前年中に減少したもの (ロ) 前年中に取得したもの (イ) 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (イ) 1 構築物 2 機械及び 器具 3 船 4 航空機 5 車両及び 運搬具 6 工具、器具 及び備品 7 合計	④ 資本又は出資金の額 円	⑤ 事業開始年月 年 月 日	⑥ 電話番号 税額控除の特例 □ 有・□ 無	⑦ 電話番号 税務会計上の償却方法 □ 定率(9) □ 定額法	⑧ 短縮耐用年数の承認 □ 有・□ 無	⑨ 増加償却の届出 □ 有・□ 無	⑩ 非課税該当資産 □ 有・□ 無	⑪ 課税標準の特例 □ 有・□ 無	⑫ 青色申告 □ 有・□ 無	⑬ 定率(9) □ 定額法	⑭ 青色申告 □ 有・□ 無	⑮ 青色申告 □ 有・□ 無	⑯ 青色申告 □ 有・□ 無						
資産の種類		資産の種類		資産の種類		資産の種類		資産の種類		資産の種類		資産の種類		資産の種類		資産の種類		資産の種類						
前年中に取得したもの (イ) 前年中に減少したもの (ロ) 前年中に取得したもの (イ) 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (イ) 1 構築物 2 機械及び 器具 3 船 4 航空機 5 車両及び 運搬具 6 工具、器具 及び備品 7 合計		前年中に取得したもの (イ) 前年中に減少したもの (ロ) 前年中に取得したもの (イ) 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (イ) 1 構築物 2 機械及び 器具 3 船 4 航空機 5 車両及び 運搬具 6 工具、器具 及び備品 7 合計		前年中に取得したもの (イ) 前年中に減少したもの (ロ) 前年中に取得したもの (イ) 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (イ) 1 構築物 2 機械及び 器具 3 船 4 航空機 5 車両及び 運搬具 6 工具、器具 及び備品 7 合計		前年中に取得したもの (イ) 前年中に減少したもの (ロ) 前年中に取得したもの (イ) 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (イ) 1 構築物 2 機械及び 器具 3 船 4 航空機 5 車両及び 運搬具 6 工具、器具 及び備品 7 合計		前年中に取得したもの (イ) 前年中に減少したもの (ロ) 前年中に取得したもの (イ) 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (イ) 1 構築物 2 機械及び 器具 3 船 4 航空機 5 車両及び 運搬具 6 工具、器具 及び備品 7 合計		前年中に取得したもの (イ) 前年中に減少したもの (ロ) 前年中に取得したもの (イ) 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (イ) 1 構築物 2 機械及び 器具 3 船 4 航空機 5 車両及び 運搬具 6 工具、器具 及び備品 7 合計		前年中に取得したもの (イ) 前年中に減少したもの (ロ) 前年中に取得したもの (イ) 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (イ) 1 構築物 2 機械及び 器具 3 船 4 航空機 5 車両及び 運搬具 6 工具、器具 及び備品 7 合計		前年中に取得したもの (イ) 前年中に減少したもの (ロ) 前年中に取得したもの (イ) 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (イ) 1 構築物 2 機械及び 器具 3 船 4 航空機 5 車両及び 運搬具 6 工具、器具 及び備品 7 合計		前年中に取得したもの (イ) 前年中に減少したもの (ロ) 前年中に取得したもの (イ) 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (イ) 1 構築物 2 機械及び 器具 3 船 4 航空機 5 車両及び 運搬具 6 工具、器具 及び備品 7 合計		前年中に取得したもの (イ) 前年中に減少したもの (ロ) 前年中に取得したもの (イ) 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (イ) 1 構築物 2 機械及び 器具 3 船 4 航空機 5 車両及び 運搬具 6 工具、器具 及び備品 7 合計						
記入は不要です。		記入は不要です。		記入は不要です。		記入は不要です。		記入は不要です。		記入は不要です。		記入は不要です。		記入は不要です。		記入は不要です。		記入は不要です。						
※印欄は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。		※印欄は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。		※印欄は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。		※印欄は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。		※印欄は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。		※印欄は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。		※印欄は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。		※印欄は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。		※印欄は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。		※印欄は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。						

◎ (注1及び注2) 申告書を提出する年度及び年月日を記入してください。

番号	記入方法	留意事項
①	住所及び電話番号を記入し、フリガナを付けてください。	住所・氏名・法人の名称等に変更がある場合、申告書備考欄に旧住所・旧氏名・旧名称・変更年月日を記入してください。(6ページ参照)
②	氏名・フリガナを記入してください。 法人の場合は、その名称・代表者名を記入してください。 屋号があれば屋号も記入してください。	個人番号は12桁 法人番号は13桁
③	個人事業主の場合は、個人番号を法人の場合は、法人番号をご記入ください。	2以上の事業を行う場合、主たる事業種目を記入してください。
④	業種を記入してください。法人の場合は資本金等の額を記入してください。	2以上の事業を行う場合、主たる事業種目を記入してください。

⑤	羽曳野市内において、事業を開始した年月を記入してください。	
⑥	申告担当者の氏名等を記入してください。	
⑦	委託された場合のみ担当の税理士事務所・氏名を記入してください。	電話番号には、必ず市外局番をつけてください。
⑧⑨⑩	該当する方をチェックしてください。	⑧に関しては、8ページ・9ページを参考にしてください。
⑪	羽曳野市内における償却資産の所在地を記入してください。資産の所在地が2以上ある場合、その主たる所在地の番号を○で囲んでください。	資産の所在地が①と同一の場合は、記載不要です。
⑫	借用資産の有無についてチェックしてください。 「有」の場合、貸主の名称・住所・電話番号を記入してください。	借用資産とは、土地・家屋を除いたリース資産です。
⑬	該当する方をチェックしてください。	
⑭	次のような事項を記入してください。 ○住所・氏名・名称等に変更があった場合、変更年月・旧住所・旧氏名等参考となる事項 ○「短縮耐用年数承認通知書の写し」「増加償却の届出書の写し」等、添付した書類の名称 ○納税管理人を定めている場合、その者の住所・氏名等 ○取消申告（廃業、休業、事業所移転等）の場合、その理由、年月日等	資産の増減がない場合「増減なし」にチェックしてください。 該当資産がない場合「資産なし」にチェックしてください。
⑮	既に印字しています。（初めて申告される方除く）	この額は前年度の申告書の（二）の欄の額と同じです。
⑯	前年中（前年の1月2日から申告年の1月1日）に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。（前年前に減少した資産の申告漏れ分も含む。）	償却資産明細書（減少資産用）は、羽曳野市では使用していません。
⑰	前年中（前年の1月2日から申告年の1月1日）に増加した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。（前年前に増加した資産の申告漏れ分も含む。）	合計額が取得した種類の取得額と同じになっていることを確かめてください。
⑱	（イ） - （ロ） + （ハ）によって算出した取得価額の合計額を種類別に記入してください。	各欄の計算方法は7ページ、以降を参照してください。

## V 債却資産明細書（増加資産・減少資産・全資産用）の記入方法

- 初めて申告される方：1月1日現在、羽曳野市内に所有する全資産（申告漏れの場合も含む）を記入してください。
- 前年度申告された方：増加または減少した資産について申告してください。（申告漏れ分含む）※増減のない場合でも申告してください。
- 該当する資産のない方：該当資産のない場合、休業・廃業・解散等の場合でも、その旨を申告書「24 備考欄」に記入し、提出してください。

所有者名		枚のうち		令和 年度 債却資産明細書										申告書等送付番号		第一二六号様式別表 (提出用)
②		③枚目		⑦⑧⑨⑩⑪										⑯		
行番号	資産の種類区分	物件番号	資産の名称等	⑥	取得年月	元取引額	取得価額	耐用年数	減価償却率	⑫	額	⑬	税額	⑯		
01	④		内装工事	1	H 3 2	4,371,600	10			218,580					1-2 3-4	
02	1		ネット設備	1	H 5 5	1,980,700	15			136,179					1-2 3-4	
03	2		高周波ウェルタ7000	1	S 6 9 12	4,000,000	17								1-2 3-4	
04	2		鋳型造型装置	1	H 10 7	6,490,000	12			588,417					1-2 3-4	
05	2		厨房設備	1	H 12 5	3,580,000	9			245,026					1-2 3-4	
06	5		フォークリフト	1	S H 17 3	1,660,000	4			83,000					1-2 3-4	
07	6		光ファイル装置	1	H 18 6	3,300,000	5			426,371					1-2 3-4	
08	2		高周波ウェルタ7000	1	R 7 4	4,850,000	17			339,600					1-2 3-4	
09	6		クーラー	1	R 8 1	450,000	6			378,000					1-2 3-4	
10															1-2 3-4	
11															1-2 3-4	
12															1-2 3-4	
13															1-2 3-4	
14															1-2 3-4	
15															1-2 3-4	
16															1-2 3-4	
17															1-2 3-4	
18															1-2 3-4	
19															1-2 3-4	
20															1-2 3-4	
										小計	9	29,382,300				
注意 注意 「異動区分」の欄は、1. 増加、2. 打正、3. 枝消、4. 減少 のいずれかの数字を記載ください。 「異動事由」の欄は、増加資産の場合：1. 新品取得、2. 中古品取得、3. 移動による转入、4. その他 減少資産の場合：1. 削除、2. 減失、3. 移動、4. その他 のいずれかの数字を記載ください。										該資産の取得価額を記入してください。 取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額をいいます。 (引取運賃、荷役費、運搬保険料、関税、その他その償却資産を事業の用に供するため直接要した費用を含む。) 法人税法及び所得税法の規定による圧縮記帳については、P.10をご覧ください。 ※消費税の取扱い 税抜経理方法の場合→消費税を含まない額 税込経理方法の場合→消費税を含んだ額						
該資産の取得年月を記入してください。 年号欄 S→昭和 H→平成 R→令和 ※令和元年の年号・年は「R1」となります。										該資産の取得日が令和8年1月1日の場合はチェックを記入してください。						
数量を記入してください。 形式能力等が同一でも取得年月、取得価額の異なるものは分けて記入してください。										当該資産の取得価額を記入してください。						

番号	記入方法	留意事項
①	申告書を提出する年度を記入してください。	
②	氏名または名称を記入してください。	
③	償却資産明細書については、2枚のうち1枚目というようにページ数を付してください。	
④	右の区分を参考にして、資産の種類に対応する数字（1～6）を記入してください。	<ol style="list-style-type: none"> <li>構築物（建物附属設備）</li> <li>機械及び装置</li> <li>船舶</li> <li>航空機</li> <li>車両及び運搬具</li> <li>工具、器具及び備品</li> </ol>

⑤	カタカナ・ローマ字・数字・漢字で記入してください。「゛」「゜」も一文字です。	長い名称は20文字以内にまとめてください。
⑥	資産の数量を記入してください。(数量を特定できないものは「1」と記入してください。)	形式・能力等が同一でも、取得年月や取得価額が異なるものは分けて記入してください。
⑦	資産を取得した年号(右の区分参照)及び年月を記入してください。	明治：M 大正：T 昭和：S 平成：H 令和：R
⑧	資産の取得日が令和8年1月1日の場合はチェック「レ」を記入してください。	資産の取得日が令和8年1月2日以降の場合は次年の申告の際に記入してください。
⑨	当該資産を取得するために支出した金額または通常支出すべき金額(付帯費を含む)を記入してください。圧縮記帳については、償却資産の評価上認められていませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記入してください。	取得価額には当該償却資産の引取り運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用も含みます。
⑩	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1から別表第6まで(別表第3・4を除く)に掲げる耐用年数を記入してください。中古資産については使用可能期間を見積り、これを耐用年数とする場合はその年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数による場合はその耐用年数を記入してください。	短縮耐用年数を適用している場合は必ず「耐用年数の短縮承認通知書」の写しを添付してください。
⑪⑫ ⑬⑭	記入する必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、記入が必要です。	計算方法は、7ページ以降を参照してください。
⑮	該当する異動事由の番号を必ず○で囲んでください。	1. 新品取得 2. 中古品取得 3. 移動による受入れ 4. その他 また、減少の場合は赤線を引いて該当する部分を消してください。
⑯	次のような事項を記入してください。 ○課税標準の特例がある資産についてその適用条項(例：地方税法第349条の3第1項) ○耐用年数の変更があった場合、その旨の表示 ○短縮耐用年数を適用している資産、増加償却を行っている資産についてはその旨の表示 ○その他価格の決定に当たって必要な事項	「前年度申告漏れ」の場合その旨を記入してください。 「移動による受入れ」の場合、移動した年月を記入してください。